

成績評価確認制度の趣旨について

2025年8月
法学部教務委員会

成績評価確認の制度は、試験またはレポートに関する自己採点の結果と実際の成績評価とが合致しないと思われる場合に、教員の側の採点の内容や基準を質すものです。

したがって、成績評価確認の申請が受け付けられても、**申請に対する回答が即時に得られるものではありませんし、以下のような問い合わせに対しては、一切回答することができませんので、ご注意ください。**

【回答できない問い合わせの例】

1. 出欠に関する問い合わせ

- ・ 欠席が多いから「D」評価なのか。
- ・ 成績評価において出欠が占める割合はどの程度か。
- ・ ○回出席したはずだが、きちんとそうなっているか確認してほしい（K-SMAPY II で確認してほしい）。

2. 評価方法の内訳に関する問い合わせ

- ・ 小テストと本テストが成績評価に占める割合はそれぞれの程度か。

3. 根拠が示されていない自己採点に基づく問い合わせ

- ・ 6割はとれているはずだ。
- ・ 自分としては手応えがあった。
- ・ 出席や提出した課題を含めて総合的に判断すれば、単位は取れているはずだ。

上記のような問い合わせにならないためには、**試験やレポートの設問に対して、自身がどのように解答したのかを申請書の④の欄に記入し、それをどういった根拠に基づいて自己採点し、その結果がおよそ何点くらいであるのかを申請書の⑤の欄に記入しなければなりません。**

なお、平常点科目を含め、「**出席さえしていれば単位がもらえる**」科目などというものはありません。平常点科目の問い合わせについては、申請書の⑥の欄に記されている例をよく読んでから記入してください。

提出にあたっては、本書面及び「成績評価確認の申請に関する注意事項」を熟読し、法学資料室に連絡をしたうえで、提出先教員のメールアドレスを聞いてください。

以上